

◎ 雇用調整助成金 上限 1万5,000円 に引上げ
～ 新たな給付制度の創設も ～
・ ・ 政府、6月17日までの国会中の成立を目指す！

¶ 政府は、新型コロナウイルス感染拡大に対応する2020年度の第2次補正予算案を5月27日閣議決定した。

・ 6月17日までの今国会中の成立を目指しており、一般会計からの追加歳出は総額31兆9,114億円で、補正予算としては過去最大となる。

・ 6/10衆議院で議論・採決・可決され参院に送られた。その結果6/12にも参院で可決成立する見込みとなった。

・ 中小企業向けに、現在、1人1日助成額の上限8,330円を15,000円に引き上げ、月額33万円に拡大する方針。

・ 雇用調整助成金は4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置付け、中小企業で休業手当への助成率を従来の3分の2から5分の4、従業員の解雇を行わない場合は10分の9または10分の10まで拡大。助成率は従業員の解雇を行わない中小企業は10分の10にする。

・ 雇用保険の被保険者でないパートなどの休業も対象に含めている。

・ 緊急対応期間を9月30日まで延長する。

¶ 企業から休業手当を支給されなかった労働者に対しては国から給与の8割、月額最大33万円を直接給付する制度も新たに設ける。

・ 「新型コロナ対応休業支援金」（仮称）制度を設けるという。

① 中小企業持続化給付金 (経済産業省による給付金)

・中小企業に最大 200 万円、個人事業者に同 100 万円を給付する 持続化給付金 は、今年 1 月から 3 月までに創業した企業などにも対象を広げる。

新型コロナウイルス感染拡大後の任意の月の売上高が 1~3 か月間の前年度売上高平均の 50% 以上減少している月があることが申請できる条件となっている。

ただ、給付金事業に関する業務委託先、再委託先の選定契約を巡り情報開示に不透明な疑念が生じていることは精査すべき問題であり、残念な文化に映る。

給付事務のスピード化には民間委託は当然としても無駄を省いた財政支出が望まれる。

○ 持続化給付金 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

(2020/06/10)



アクセス ×10 有楽町線・副都心線 成増駅 1 分 出口 4 番

すぐ目の前(1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口 3 分川越街道 三井住友銀行向かい正面

特特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

≡ 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 ≡